

消せるボールペン・修正ペン・修正テープ等は使用しないでください。

記入後に訂正される場合は水道センターまでお問い合わせください。

カラーコピーは受理できません。

号 年 月 号 日

大阪広域水道企業団  
企業長 様

(申請者)

住 所

氏 名

個人の氏名を自筆される場合は、  
押印の必要はありません。  
(法人の場合は押印が必要です)

印 (※)

(※) 法人の場合または本人が自署しない場合は、押印が必要です。

## 共同住宅等の各戸検針申請書

下記の場所に私設メーターを設置しましたので、各戸検針して下さるようお願いします。

設置場所	ご使用場所の住所 大阪府八尾市光南町1-4-30
住宅名称	〇〇マンション

検針の際に、漏水やメーター故障等の  
疑いがある場合に、屋内の元メーター  
を確認するため必要となります。

\*オートロック付き住宅の場合解除番号を記入ください。

所有者住所	〒×××-×××× 大阪府大阪市〇〇区××町1-1-1
所有者氏名	〇〇水道株式会社 電話:

管理責任者住所	〒×××-×××× 大阪府八尾市光南町1-4-30
管理責任者	水道 太郎

所有者が管理されている  
場合はご記入不要です。

適用可否の結果をお伝えする決定通知書の送付先をどちらか選択してください。

所有者  管理責任者 (記入がない場合は所有者に送付します。)

お客さま番号											水栓番号					
1	0	2	0	●	●	●	●	●	●	●	1 2 3 4 5 6					

N



付近見取図

付近の地図のご記入又は地図の貼付をお願いします。

※前ご使用者さまから各戸検針の申請をしており、  
物件にご変更等がない場合はご記入不要です。

建物平面図

建物の平面図のご記入又は図面の貼付をお願いします。

※前ご使用者さまから各戸検針の申請をしており、  
物件にご変更等がない場合はご記入不要です。

(管理人室、集中検針盤、パイプスペース内に設置されていない共用栓等のメーター、受水槽や加圧給水ポンプ等の設置場所がわかるもの)

# 使用者名簿

※前ご使用者さまから各戸検針の申請をしている場合は  
(※) 印欄をご記入ください。

複数枚必要な場合は、印刷を  
してご用意ください。

年 月 日 現在

棟・号室 (※)	メーター 番号	メーター 口径 (※)	取付指示数 (m <sup>3</sup> )	入居の有無	備考
1棟101号室	01101	20	1	有	子メーターのフタ等にある番号 をご記入ください。 不明の場合は部屋番号をご記入 お願いします。 (例：101・102)
1棟102号室	01102	20	1		
1棟103号室	01103	20	1	有	
1棟201号室	01201	20	1	有	
1棟202号室	01202	20	1		料金算定に必要となりますので、 口径をご確認のうえ、ご記入ください。
1棟203号室	01203	20	1	有	未入居の場合は「無」と ご記入お願いします。
2棟101号室	02101	20	1	無	
2棟102号室	02102	20	1	有	散水栓専用のメーターが ある場合は、請求先の氏名 をご記入お願いします。
2棟103号室	02103	20	1	有	
散水栓	3333	25	3	〇〇水道株式会 社 八尾水道マンシ ョン散水栓	

メーカー名 (※) 〇〇メーター株式会社  
メーター取付日 令和7年3月1日

検定期満 (※) 令和15年3月

子メーターに記載されています。

# 誓 約 書

大阪広域水道企業団 企業長

(所有者)

住 所 所有者の住所をご記入ください。

氏 名 所有者の氏名をご記入ください。 (印) (※) 電話 \_\_\_\_\_

(※) 法人の場合または本人が自署しない場合は、押印が必要です。

住宅名称 〇〇マンション

ログインID等は、スマートメーターの水道メーカーにご確認ください。

(所有者が変わられた場合も、ご確認が必要です。)

\*一括検針を行うスマートメーターの場合

ログインID SUIDOU パスワード 0729236304

接続先URL https://xxx.xxx.xx/xxx/

管理人室で一括検針する場合の連絡先 090-xxxxx-xxxx

今般、私設水道メーター（以下「私設メーター」という。）の各戸計量の申請にあたり、共同住宅等の各戸検針及び戸数計算に関する取扱基準及び下記事項を遵守し、貴センターに一切のご迷惑をおかけしないことを誓約します。

なお、同取扱基準及び下記誓約事項に違反したときは、私設メーターの各戸計量及び計算を解除されても異議はありません。

## 記

- 1 水道法及び大阪広域水道企業団水道事業給水条例に規定されている給水装置及び私設メーターを含む貯水槽以下の流末装置等の維持管理については、全て当方が責任をもって実施します。
- 2 私設メーターについては、計量法及び計量法施行令に基づく検定有効期間が満了となる場合は、速やかに当方の負担において取替えします。
- 3 私設メーターがスマートメーターの場合は、当該共同住宅内（管理人室等）に常時閲覧可能な機器を設置するか、水道センターで閲覧を行うための情報（ログインIDやパスワード等）を貴局に提供します。なお、水道センターでの閲覧は検針業務の必要に応じ行うもので、入居者等の閲覧照会に応じるものではないことを了解します。
- 4 私設メーター及び集中検針盤に異常があると認められる場合、スマートメーターの一括検針に異常をきたしている場合、又は貴センターより指示がある場合は、私設メーター等の取替又は修理等必要な処置を当方の費用負担で速やかに実施します。
- 5 各戸計量の申請後、管理責任者に変更が生じた時は、当方が責任を持って新規の管理責任者に誓約事項の遵守を約束させるとともに、速やかに貴センターに変更届を提出します。
- 6 差水量が生じた場合の水道料金等は、当方においてお支払いします。